

## 一畑バス株式会社の定期券・乗車券の廃止

一畑バス株式会社

### (1) 本運賃協議会に廃止を諮る定期旅客運賃

#### ① カンガルーパス

- ・運用開始 平成22年3月15日
- ・内 容 未就学児のお子様とご家族（養育者）が対象とした一畑バス・一畑電車全線乗り放題定期券（土曜日・日曜日・祝祭日限定）
- ・金 額 6ヶ月：3,500円

### (2) 本運賃協議会に廃止を諮る回数券

#### ① 便利回数券

- ・運用開始 不明
- ・内 容 一畑バス・一畑電車共通回数券
- ・金 額 10円券から100円券×11枚綴り

### (3) 添付資料

- 別添 運賃概要（旧・新）
- 別紙① 特殊定期旅客運賃表
- 別紙② 普通回数旅客運賃表

### (4) 廃止予定日

令和8年3月31日

## 1. 運賃の種類及び額

旅客運賃の種類		額
普通旅客運賃	片道普通旅客運賃	(略)
	特殊普通旅客運賃	
定期旅客運賃	通勤定期旅客運賃	(略)
	通学定期旅客運賃	(略)
	特殊定期旅客運賃 (学期定期)	(略)
	営業割引定期	別紙①
回数旅客運賃	普通回数旅客運賃	別紙②
	特殊回数旅客運賃	
荷物運賃		(略)
小荷物運賃		

## 2. 旅客運賃の計算方

- ア. 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。  
 イ. 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。  
 ウ. 運賃計算上最低運賃に満たない場合は、割引運賃を除き以下の最低運賃を適用する。

片道普通旅客運賃 大人250円 小児130円

- エ. 団体旅客運賃の計算方法は次のとおりとする。

- (ア) 割引率 普通団体旅客運賃……………1割引  
 学生団体旅客運賃……………2割引

## (イ) 計算方法

\* 大人団体旅客運賃……………大人片道普通旅客運賃×人員×(1-割引率)

\* 小児団体旅客運賃……………小児片道普通旅客運賃×人員×(1-割引率)

\* 大人と小児が混乗する場合

(大人片道普通旅客運賃×人員+小児片道普通旅客運賃×人員)×(1-割引率)

\* 大人と学生等割引率が異なる者が混乗する場合

大人片道普通旅客運賃×人員×(1-割引率)+大人片道普通旅客運賃×人員×  
(1-割引率)

※尚、小学生以下の場合は小児運賃となる。

## 3. 小荷物運賃の計算方

- (ア) 運賃を計算する場合の重量はkg単位とし、kg未満の端数は切り上げる。  
 (イ) 運賃を計算する場合の端数は10円単位に四捨五入する。

## 4. 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、当社の一般バスで旅客及び物品を運送する場合に適用する。  
 (2) 運賃区界でない停留所から乗降する旅客の運賃は、指定停留所を除いてその停留所の外方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。

指定停留所から乗降する旅客の運賃は、当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。

(3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃……………中学生以上の者

小児運賃……………小学生以下の者

(4) 旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 普通旅客運賃

(7) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

(イ) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

(ウ) 特殊普通旅客運賃のうち「団体旅客運賃」は以下の場合に適用する。

\* 団体旅客運賃は、旅行目的、行程を同じくする者（同一運賃を適用する団体）で構成された10名以上の旅客が一般客と混乗して乗車する場合に適用する。

\* 学生団体旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期旅客運賃等で定めた適用範囲の旅客とその付添人（教職員及び旅行あっせん人を含む）とする。

\* 団体旅客運賃は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。

(エ) 特殊普通旅客運賃のうち「だんだんパスポート」は、東日本大震災等で被災し松江市に避難された世帯で、松江市が発行する『だんだんパスポート』の交付を受けた旅客が当社一般バスの松江管内全線を乗車する場合に適用する。有効とする期間は、2025年4月1日～2026年3月31日の1カ年とする。

(オ) 特殊普通旅客運賃のうち「松江・出雲旅 PASS 2Days」は、当社一般バスの全線を使用開始日から連続する2日間乗車する場合に適用し、乗車回数は制限しない。

(カ) 特殊普通旅客運賃のうち西日本旅客鉄道(株)が発行する「松江出雲 tabiwa ぐるりんパス」は、当社一般バスの全線を使用開始日から連続する2日間乗車する場合に適用し、乗車回数は制限しない。

イ. 定期旅客運賃

(7) 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃及び特殊定期旅客運賃は、乗車区間は特定せず通勤及び通学、持参人に必要と認められる旅客が、予め指定した金額区間内を不定回数乗車する場合に適用し、乗車回数を制限しない。

(イ) 通勤定期旅客運賃及び特殊定期旅客運賃のうち「持参人式定期旅客運賃」は、乗車目的及び適用旅客の範囲を制限しない。

(ウ) 期間限定（学期別）通学定期旅客運賃は、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月と端数日数のある定期乗車券とする。

(エ) 特殊定期旅客運賃のうち「カンガルーパス（子育て支援パス）」は、小学校就学前の幼児（1～6歳まで）1名と養育者（※1）1名が同乗し、当社一般バスの全線を使用開始日から連続する6か月間のうち暦上の土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日（除外日あり※2）に不定回数乗車する場合に適用する。大人又は小児（小学生）の旅客1名に付き、同伴する小学校就学前の幼児（1～6歳まで）の旅客は、1名まで無賃とする。また、1歳未満の乳児は無賃とする。割引運賃適用者の運賃設定はしない。

(オ) 定期旅客運賃は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。

(カ) 定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。

ウ. 回数旅客運賃

- (ア) 乗降停留所を指定しない回数旅客運賃は、旅客が片道普通旅客運賃設定区間内の不特定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。
- (イ) 回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途の区間の乗車を認めない。

エ. その他の旅客運賃の割引の種類及び適用方法は、次のとおりとする。

- (ア) 身体障害者に対する割引  
身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。
- (イ) 知的障害者に対する割引  
療育手帳制度要項に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合）とする。
- (ウ) 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引  
児童福祉法第12条の4及び第40条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合）とする。
- (エ) 精神障害者に対する割引  
精神保健福祉法第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。

オ. 重複割引の取扱いについて（重複の割引を適用しない場合）

運賃の割引で2つ以上の割引に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引を適用しない。

(5) 小荷物運賃の適用方法は、次のとおりとする。

- (ア) 小荷物運賃は、荷主から物品の運送を引き受けた場合に適用する。
- (イ) 普通小荷物運賃は、次の(ウ)～(カ)に規定するものを除いた小荷物をその都度の契約によって運送する場合に適用する。
- (ウ) 特別扱新聞紙運賃は、あらかじめ当社の承認を受けた場合に適用する。
- (エ) 特別扱週刊誌運賃は、あらかじめ当社の承認を受けた週刊誌又はこれに準ずる雑誌を運送する場合に適用する。
- (オ) 定期小荷物運賃は、普通小荷物について同一区間を継続的に往復運送するものであって、あらかじめ30日以上を定めて契約した運送をする場合に適用する。
- (カ) 回数小荷物運賃は、普通小荷物について同一区間を多回数片道運送するものであって、あらかじめ契約して運送する場合に適用する。

## 1. 運賃の種類及び額

旅客運賃の種類		額
普通旅客運賃	片道普通旅客運賃	(略)
	特殊普通旅客運賃	
定期旅客運賃	通勤定期旅客運賃	(略)
	通学定期旅客運賃	(略)
	特殊定期旅客運賃 (学期定期)	(略)
	営業割引定期	(略)
荷物運賃		(略)
小荷物運賃		

## 2. 旅客運賃の計算方

- ア. 小児運賃は大人運賃の半額とし、10円未満の端数は10円単位に切り上げる。  
 イ. 運賃計算上の端数は、表定運賃によるものを除いて10円単位に四捨五入する。  
 ウ. 運賃計算上最低運賃に満たない場合は、割引運賃を除き以下の最低運賃を適用する。

片道普通旅客運賃 大人250円 小児130円

エ. 団体旅客運賃の計算方法は次のとおりとする。

- (ア) 割引率 普通団体旅客運賃……………1割引  
 学生団体旅客運賃……………2割引

(イ) 計算方法

\* 大人団体旅客運賃……………大人片道普通旅客運賃×人員×(1-割引率)

\* 小児団体旅客運賃……………小児片道普通旅客運賃×人員×(1-割引率)

\* 大人と小児が混乗する場合

(大人片道普通旅客運賃×人員+小児片道普通旅客運賃×人員)×(1-割引率)

\* 大人と学生等割引率が異なる者が混乗する場合

大人片道普通旅客運賃×人員×(1-割引率)+大人片道普通旅客運賃×人員×  
(1-割引率)

※尚、小学生以下の場合は小児運賃となる。

## 3. 小荷物運賃の計算方

- (ア) 運賃を計算する場合の重量はkg単位とし、kg未満の端数は切り上げる。  
 (イ) 運賃を計算する場合の端数は10円単位に四捨五入する。

## 4. 運賃の適用方法

- (1) この運賃は、当社の一般バスで旅客及び物品を運送する場合に適用する。  
 (2) 運賃区界でない停留所から乗降する旅客の運賃は、指定停留所を除いてその停留所の外方にある運賃区界停留所からの運賃を適用する。  
 指定停留所から乗降する旅客の運賃は、当該運賃区界停留所からの運賃を適用する。  
 (3) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃・・・・・・・・・・中学生以上の者

小児運賃・・・・・・・・・・小学生以下の者

(4) 旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

ア. 普通旅客運賃

(ア) 片道普通旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

(イ) 普通乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、原則として前途の区間の乗車を認めない。

(ウ) 特殊普通旅客運賃のうち「団体旅客運賃」は以下の場合に適用する。

\* 団体旅客運賃は、旅行目的、行程を同じくする者（同一運賃を適用する団体）で構成された10名以上の旅客が一般客と混乗して乗車する場合に適用する。

\* 学生団体旅客運賃を適用する旅客の範囲は、通学定期旅客運賃等で定めた適用範囲の旅客とその付添人（教職員及び旅行あっせん人を含む）とする。

\* 団体旅客運賃は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。

(エ) 特殊普通旅客運賃のうち「だんだんパスポート」は、東日本大震災等で被災し松江市に避難された世帯で、松江市が発行する『だんだんパスポート』の交付を受けた旅客が当社一般バスの松江管内全線を乗車する場合に適用する。有効とする期間は、2026年4月1日～2027年3月31日の1カ年とする。

(オ) 特殊普通旅客運賃のうち「松江・出雲旅 PASS 2Days」は、当社一般バスの全線を使用開始日から連続する2日間乗車する場合に適用し、乗車回数は制限しない。

イ. 定期旅客運賃

(ア) 通勤定期旅客運賃、通学定期旅客運賃及び特殊定期旅客運賃は、乗車区間は特定せず通勤及び通学、持参人に必要と認められる旅客が、予め指定した金額区間内を不定回数乗車する場合に適用し、乗車回数を制限しない。

(イ) 通勤定期旅客運賃及び特殊定期旅客運賃のうち「持参人式定期旅客運賃」は、乗車目的及び適用旅客の範囲を制限しない。

(ウ) 期間限定（学期別）通学定期旅客運賃は、1ヶ月、2ヶ月、3ヶ月、4ヶ月と端数日数のある定期乗車券とする。

(エ) 定期旅客運賃は、原則として座席定員制及び座席指定制の自動車には適用しない。

(オ) 定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。

ウ. その他の旅客運賃の割引の種類及び適用方法は、次のとおりとする。

(ア) 身体障害者に対する割引

身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者及び介護人（当社において介護人を必要と認める場合）とする。

(イ) 知的障害者に対する割引

療育手帳制度要項に規定する知的障害者療育手帳の交付を受けている者及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合）とする。

(ウ) 児童福祉法の適用を受ける者に対する割引

児童福祉法第12条の4及び第40条から第44条までに規定する諸施設により養護又は保護を受けている者及び付添人（当社において付添人を必要と認める場合）とする。

(エ) 精神障害者に対する割引

精神保健福祉法第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。

エ. 重複割引の取扱いについて（重複の割引を適用しない場合）

運賃の割引で2つ以上の割引に該当する場合は、同一乗車券について重複して運賃の割引を適用しない。

(5) 小荷物運賃の適用方法は、次のとおりとする。

(ア) 小荷物運賃は、荷主から物品の運送を引き受けた場合に適用する。

(イ) 普通小荷物運賃は、次の(ウ)～(カ)に規定するものを除いた小荷物をその都度の契約によって運送する場合に適用する。

(ウ) 特別扱新聞紙運賃は、あらかじめ当社の承認を受けた場合に適用する。

(エ) 特別扱週刊誌運賃は、あらかじめ当社の承認を受けた週刊誌又はこれに準ずる雑誌を運送する場合に適用する。

(オ) 定期小荷物運賃は、普通小荷物について同一区間を継続的に往復運送するものであって、あらかじめ30日以上を定めて契約した運送をする場合に適用する。

(カ) 回数小荷物運賃は、普通小荷物について同一区間を多回数片道運送するものであって、あらかじめ契約して運送する場合に適用する。

別紙①

特殊定期旅客運賃

種類	適用区間	適用期間	運賃額	運賃の 計算基礎	摘要
持参人式定期旅客 運賃	一畑バス全線	1か月 3か月 6か月	下記の算出方法で 算出された額	ア	持参人式
カンガルーパス	一畑バス全線 (※1) 一畑電車全線 (※2)	使用開始日から6か月のう ち暦上土日祝日 (一部除外 日あり) のみ有効	1,750円	—	記名式

(※1) 臨時バス除く。(※2) 特別列車除く。

ア. 持参人式定期旅客運賃

- \* 1か月……基準運賃額×60回×0.8
  - \* 3か月……1か月定期旅客運賃×3×0.95
  - \* 6か月……1か月定期旅客運賃×6×0.9
- ※10円未満の端数は、10円単位に四捨五入。

別紙②

普通回数旅客運賃

種類	券種	枚数	運賃額	割引率	摘要
普通回数旅客運賃	10円券	11枚	100円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	20円券	11枚	200円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	30円券	11枚	300円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	40円券	11枚	400円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	50円券	11枚	500円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	60円券	11枚	600円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	70円券	11枚	700円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	80円券	11枚	800円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
	90円券	11枚	900円	9.1%	乗降停留所を指定しないもの
※100円券以上は10円毎に1,000円まで設定(枚数、割引率は上記と同じ)					